

岩手県監査委員告示第23号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第38号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1（1） 監査対象機関名 復興防災部復興危機管理室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年7月15日

イ 本監査実施日 令和7年8月21日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ソフトウェア使用許諾契約の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、429,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今回の指摘事項は、事務担当者の歳出予算の節に対する知識・認識の誤りと、決裁過程でのチェックが機能しなかったことにより生じたもの。今後は、今回の指摘事項を組織内で共有するとともに、各種研修等の機会を通じて財務関係法令の正しい知識の習得を進めることとした。また、組織的なチェック体制が機能するよう、内部統制の取組を一層強化していくこととした。

2（1） 監査対象機関名 復興防災部防災課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年7月1日から同月31日まで

イ 本監査実施日 令和7年8月6日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年10月10日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ソフトウェア使用許諾契約の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、308,880円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今回の指摘事項は、事務担当者の歳出予算の節に対する知識・認識の誤りと、決裁過程でのチェックが機能しなかったことにより生じたもの。今後は、今回の指摘事項を組織内で共有するとともに、各種研修等の機会を通じて財務関係法令の正しい知識の習得を進めることとした。また、組織的なチェック体制が機能するよう、内部統制の取組を一層強化していくこととした。